

# 円山動物園夏季交通誘導業務仕様書

円山動物園夏季交通誘導業務に関する業務仕様は、次のとおりとする。

## 1 業務概要

### (1) 業務目的

本業務は、円山動物園のゾウ舎開業に伴い、来園車両の増加が見込まれることから来園者及び通行者が安心・安全に円山動物園に入園・通行できるよう交通誘導を行うことを目的とする。

### (2) 履行期間

平成31年5月11日から平成31年9月30日まで

## 2 業務従事日、時間、数量

(1) 業務従事日及び委託者の指定する場所（以下「ポスト」という。）について下表のとおりとする。

従事日は、平成31年5月11日から平成31年9月29日までの間の、土曜日・日曜日・祝日の計46日間。

従事日	ポスト数	基本時間
5月 11日(土) 12日(日) 18日(土) 19日(日) 25日(土) 26日(日)		
6月  1日(土) 2日(日) 8日(土) 9日(日) 15日(土) 16日(日) 22日(土) 23日(日) 29日(土) 30日(日)		
7月  6日(土) 7日(日) 13日(土) 14日(日) 15日(祝) 20日(土) 21日(日) 27日(土) 28日(日)	全日3ポスト	9:00~16:30 (7時間30分)
8月  3日(土) 4日(日) 10日(土) 11日(日) 12日(祝) 17日(土) 18日(日) 24日(土) 25日(日) 31日(土)		
9月  1日(日) 7日(土) 8日(日) 14日(土) 15日(日) 16日(祝) 21日(土) 22日(日) 23日(祝) 28日(土) 29日(日)		

※ 1 基本時間とは、すべての従事者が配置場所に到着して、誘導や案内等を開始する時刻から終了する時刻までである。本業務には休憩による交代要員を含むものとし、休憩によるポストの減少は認めないものとする。

※ 2 混雑時は交代要員を一時的に配置する場合がある。状況に応じ委託者と協議の上決定する。

### 3 業務内容

- (1) 受託者は、第 1 項の目的を達成するため、各ポストに交通誘導警備員を配置し、来園者及び通行者を適切に誘導・案内し、安心・安全に通行及び入園してもらうよう努めるとともに、警備範囲における安全確保のため、不審物の有無の確認等を積極的に行うこと。
- (2) 受託者は、警備に必要な誘導・案内看板については委託者と協議し、円滑な誘導・案内ができるように表示内容を検討したうえで必要数作成し使用すること。また、拡声器等についても受託者が必要数準備することとするが、動物の状況次第では使用を制限する場合があるので委託者の指示に従うこと。
- (3) その他委託者の指示する業務を行うこと。

### 4 ポスト等

受託者は、次のポストに誘導警備員を配置し、前項の業務のほか各ポストの業務を行うものとする。なお、混雑状況等によりポストの配置を変更する場合がある。

#### (1) 誘導ポストの基本的な役割

配置場所は別紙図面を参照のこと。

ポスト名	位置	役割
ポスト 1	円山動物園正門ロータリー内	・円山公園第一駐車場入場車列の整理及び通行車線の確保 ・正門ロータリーへのバス・タクシーの進入経路の確保 ・正門ロータリー内長時間駐車車両への声掛け (円山公園第一駐車場車列の最前列及び最後列の案内については、別途業務にて実施)
ポスト 2	円山公園第二駐車場入口	・円山公園第二駐車場入場車列の整理及び通行車線の確保 ・円山公園第二駐車場接続通路の整理 ・ポスト 1 の補助
ポスト 3	円山公園第二駐車場入場車列最後尾	・円山公園第二駐車場入場車列の整理及び通行車線の確保 ・他ポストの補助

ロータリーにおける車両の迂回指示や、Uターン車両の防止等、安全確保において重要な役割を担うため、ポスト 1 に従事する誘導員については国家資格である「交通誘導警備業務検定 1 級または 2 級」の取得者を配置させること。

### 5 報告

- (1) 受託者は、業務中事故等が発生したときは、必要な措置を行うとともに速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、混雑等によりポスト位置の変更が必要になった場合は委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

- (3) 受託者は、委託者から混雑状況等について報告を求められたときは、速やかに回答できるよう常に状況を把握するものとする。
- (4) 受託者は当日の業務を、日誌により委託者に報告するものとする。

## 6 その他

- (1) 受託者は、全ポスト従事者にはすべて携帯無線機等を配備し、連絡指示を確実に行うこと。また、委託者との業務連絡用として無線機を委託者に2台受託者が用意するものとし、委託者からの無線連絡については、業務時間中は確実に応答できる体制をとること。
- (2) 受託者は、業務に従事する者には、制服を着用させること。
- (3) 受託者は、業務に従事する者に、園内の状況について情報共有をすること。
- (4) 受託者は、業務に従事する者に、トイレの位置等の基本的な情報について、お客様に案内できるように教育すること。
- (5) 車両停車場所については、委託者・受託者協議の上、決定することとする。
- (6) 園内敷地ではすべて禁煙である、車両停車場所や屋外も含め喫煙は行わないこと。
- (7) 受託者は、本業務について疑義が生じたときは、委託者と協議すること。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに、業務着手届、従事者名簿、検定合格書の写しを提出すること。